

1 天童市利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、市民税額を基に算定します。
毎年9月に新年度の市民税額を基に再計算しますので、市民税額の変更により利用者負担額（保育料）が変わる場合があります。

利用者負担額 （保育料）	算定基礎
4月～8月分	令和6年度市民税所得割額（両親分）
9月～翌3月分	令和7年度市民税所得割額（両親分）

2 山形県及び天童市が実施する保育料段階的負担軽減事業の拡充に伴い、
令和7年4月1日から利用者負担額（保育料）を一部改定しました。

【天童市利用者負担額（保育料）表】

●3号認定（0～2歳児の保育部分）

階層区分		利用者負担（月額）	
		標準	短時間
1～6	市民税所得割額97,000円未満	0円	
7	市民税所得割額156,500円未満	18,900 (9,400)	18,500 (9,200)
8	市民税所得割額169,000円未満	20,900 (10,400)	20,500 (10,200)
9	市民税所得割額301,000円未満	51,800 (25,900)	50,900 (25,400)
10	市民税所得割額301,000円以上	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)

※（ ）内は、同時在園第2子の料金です。

【備考】

- 階層区分は、原則として父母の市民税額の合計で算定しますが、父母の所得額が一定以下の場合で、父母以外に家計の主宰者がいる場合は算定に加えます。
- 市民税額を計算する際は寄付金控除、外国税額控除、配当割、株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金特別控除は適用しません。
- 4～8月までの利用者負担額は前年度の市民税で算定し、9月～3月までの利用者負担額は当年度の市民税で算定します。
- 保育標準時間は1日あたり最大11時間、保育短時間は1日あたり最大8時間の利用となります。（施設によって時間帯が異なります。）